

第 1 審査会の結論

本件異議申立ての対象として特定した行政文書において、その一部を不開示とした広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

ただし、実施機関は、次の文書を、本件開示請求の対象行政文書として特定し、改めて開示決定等をすべきである。

- ・面接の観点が記載されている文書

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 18 年 5 月 12 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）（以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、「2006 年 3 月の広島県立三次青陵高等学校（以下「三次青陵高等学校」という。）の入試（選抜Ⅱ）で合否判定の材料となった資料のすべて」（以下「本件対象文書」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として、「平成 18 年度入学者選抜（Ⅱ）選考原案に関して（入試総務）」（以下「本件対象文書 A」という。）及び「2006 年度選抜試験（Ⅱ）選考資料」（以下「本件対象文書 B」といい、本件対象文書 A 及び本件対象文書 B を「本件対象文書」と総称する。）を特定の上、本件対象文書中に条例第 10 条第 2 号（個人情報）及び同条例同条第 6 号（行政執行情報）に該当する情報が含まれることを理由に、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 18 年 7 月 12 日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 18 年 9 月 7 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 2006 年 7 月 12 日付け「行政文書部分開示決定通知書」には「部分開示」としてはありますが、結果については全て不開示となっていて、これでは「不開示決定」と同じです。私自身に関する情報も全て不開示となっています。これでは自分がなぜ不合格とされたのか、その理由が全くわかりません。

「開示しない部分及びその理由」欄には、「個人に関する情報であって、

特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであるため。」と記載されています。しかしながら、私の入試選考結果に関わる部分については、それを公にすることにより、他人の権利利益を害することになるとは到底考えられません。

また、広島県情報公開条例第 10 条第 2 号は、個人情報であっても、例外として、「次に掲げる情報を除く」とし、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とあります。私が今回情報開示を求めた理由は、選抜試験（Ⅱ）を受検し不合格となりましたが、その理由がどうしても納得できず、自分のこれからの進路や生き方に大きな不安を感じるからです。

三次青陵高等学校の 2006 年度選抜試験（Ⅱ）は、募集定員 147 名に対して 107 名が受検しました。ところが合格になった受検生は 80 名で、残り 27 名は不合格になりました。これでは定員が 67 名も空きます。67 名の空き定員がありながら、私を含め 27 名が「高校教育を受ける資格がない」という判定を下されたのです。私はこの結果がどうしても納得ができません。

なぜ自分が不合格になったのか、その理由を明らかにしてもらい、今後の自分の勉学や進学等を考える上での参考にしたいと考えます。今回の私の情報開示請求は「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であると思いますし、私の教育を受ける権利も保護してください。

- (2) また、「開示しない部分及びその理由」に、「県の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」と記載してあります。

条例第 10 条第 6 号は、「県の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれの他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とし、イからホまで記載してありますが、どの項目に該当するのかの説明がなされていません。自分が不合格にされた理由を知ることが、どうして県の事業の遂行に支障を及ぼすのか、全く理解できません。県の事業は公正・公平でなければならないことは言うまでもありません。

- (3) 今回の 2006 年 7 月 12 日付行政文書部分開示決定は絶対に納得できません。条例第 10 条第 2 号にある、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であることを認め、「自分が不合格と判断されたすべての資料」の情報開示を再度求めます。
- (4) 私の入学者選抜（Ⅱ）の選考理由を明らかにすることが、他人のプライバシーを侵害するとは考えられません。まず、「選考に関する具体的基準」は一般的な基準であり、個人のプライバシーとは関係ないはずで、また、他人に関する評価に関わる部分も、その名前等、個人を特定・識別し得るような部分を不開示とすれば、その他の情報を開示しても個人のプライバシーの侵害は問題とならないはずで、また、言うまでもなく、私自身の評価に関する部分は、私に開示しても何らプライバシーの問題は生じることはありません。

- (5) 条例第1条の「県が県行政に関し県民に説明する責務を全うするよう努めるとともに、県民の行政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進し、もって活力に満ちた公正で開かれた県政を推進」するために、情報を開示することを強く求め異議申し立てをします。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容等を総合すると、本件処分を行った理由などについては、おおむね次のとおりである。

1 本件対象文書の内容と不開示理由

(1) 本件対象文書Aについて

ア 本件対象文書Aは、平成18年3月、三次青陵高等学校において作成された入学者の選抜（選抜Ⅱ）に係る合否判定資料であり、その内容は、「選考原案策定の経緯」、「具体的選考」及び「不合格者（原案）の状況について」の各項目で構成されている。

イ 「選考原案策定の経緯」には、「日時」、「経過」及び「選考に関する具体的基準」が記載されており、そのうち不開示としたのは、「選考に関する具体的基準」のうち「1) 内申点に関する基準（評定平均値）」の評定の数値、「2) 出席に関する基準」の日数、「3) 学力検査点に関する基準」の点数である。

これらの不開示部分は、選考に関する具体的な基準であり、公にした場合受検者やその保護者に、具体的な評価の基準を否応なく意識せざるを得ない状況が生じ、その結果、受検者が、選考から除外されることのないよう、そうした基準を過度に意識した対策を講ずることにより、受検者を総合的に評価し選抜することを困難にするおそれがある。

また、実施機関は、中学校における偏差値等に依存した進路指導の適正化などを求めた平成5年2月22日付けの文部事務次官通知、偏差値依存の教育からの脱却を求めた平成5年11月17日付けの広島県高等学校入試制度改善検討会議の答申及び過度の受検競争の緩和を図るため高校入試制度改善を求めた平成9年11月28日付けの文部省初等中等局長通知を踏まえ、偏差値に依存した教育や、それに伴う県立高等学校の序列化を弊害として捉えて、入試制度の改善や県立高等学校の特色づくりに努めてきたところであるが、これらの不開示部分を公にすると、同様の開示請求により、他の県立高等学校と比較することで、県立高等学校の序列化が促進されることも十分に考えられ、結果として、当委員会が排除しようとしている、偏差値に依存した教育や県立高等学校の序列化による弊害を助長するおそれがある。

したがって、これらの不開示部分は、公にすることにより、県立高等学校の入学者選抜の適正な執行や中学校における適切な進路指導に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第10条第6号に該当し、不開示とすることが適当と判断した。

なお、当該選考基準は、あくまで三次青陵高等学校独自のものであり、実施機関では、他の県立高等学校がこうした選考基準を作成しているかどうかについては確認しておらず、また、作成するよう指導も行っていない。

ウ 「具体的選考」には、「第1次選考」、「第2次選考」、「第3次選

考」，「第4次選考」，「第5次選考」及び「合格者（原案）」が記載されており，そのうち不開示としたのは，「第1次選考」の順位及び受検番号，「第2次選考」から「第4次選考」までの順位，受検番号及び合格の理由である。不開示とした理由は，次のとおりである。

(ア) 順位について

順位は，各受検者について，本件対象文書Bに基づき，内申点，学力試験の学力試験換算点（以下「学力試験換算点」という。）及び面接試験の面接点（以下「面接点」という。）の総得点が高い順に1から割り振った番号であり，合格者を決定するに当たって，便宜的に付けたものである。

平成18年度の広島県公立高等学校の全日制の課程においては，「平成18年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき，各県立学校長が，一般学力検査の総得点に2分の1を乗じた点数，調査書の学習の記録の合計評点並びに調査書中の学習の記録の観点別学習状況，特別活動の記録，総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項によって総合的に判断して合格者を決定することとされているところであり，三次青陵高等学校においては，これらに加え，面接点及び当日の受検態度によって総合的に判断して合格者を決定したのである。

すなわち，順位は一つの指標でしかなく，これと順位以外の要素を総合的に勘案して合否を決定するのであるから，単に順位が高いからといって合格するとは限らない。

しかし，順位を公にした場合，順位の高い順に合格者を決定していないことから，受検者やその保護者に入試事務が適正に実施されていないかのような無用の誤解や混乱を招くおそれがある。

したがって，順位は，公にすることにより，県立高等学校の入学者選抜の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので，条例第10条第6号に該当し，不開示とすることが適当と判断した。

(イ) 受検番号について

受検番号とは，受検の便宜のため受検者個人に割り当てられた番号である。

本県の学力検査においては，各中学校が三次青陵高等学校の志願者の入学願書を取りまとめて同校へ持参し，受検票の交付を受けているので，同じ中学校の受検者が受検会場において受検番号順に並んでおり，同じ中学校の生徒同士がお互いの受検番号を知りうる状況にあるのが通常であること，その結果，中学関係者をはじめ近親者や友人等が受検番号を了知していることが十分想定されることから，受検番号は，受検者が識別されうる情報であるといえることができる。

また，受検番号は，その内容及び性格から条例第10条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって，受検番号は，条例第10条第2号に該当し，不開示とすることが適当と判断した。

(ウ) 合格の理由について

a この部分には，受検者ごとに合格者と決定した理由が簡潔に記載されているが，評定平均や内申の点数，欠席日数に係る記述は，受検者

の出身中学校の教員には、受検者が識別されうる情報であるということが出来る。

また、合格の理由の記述は、その内容及び性格から条例第 10 条第 2 号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、合格の理由の記述は、条例第 10 条第 2 号に該当し、不開示とすることが適当と判断した。

- b この部分を公にすることにより、(1) のイで不開示とした基準となる数値がある程度正確に推知されるので、この部分を公にすると、同様の開示請求により他の県立高等学校と比較することで、県立高等学校の序列化が促進されることも十分に考えられ、偏差値に依存した教育や県立高等学校の序列化による弊害を助長するおそれがある。

したがって、合格の理由の記述は、公にすることにより、県立高等学校の入学者選抜の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第 10 条第 6 号に該当し、不開示とすることが適当と判断した。

- エ 「不合格者（原案）の状況について」には、「順番」、「順位」、「受検番号」及び「不合格の理由」が記載されている。そのうち不開示としたのは、順位、受検番号及び不合格の理由である。不開示とした理由は、次のとおりである。

(ア) 順位及び受検番号について

順位及び受検番号については、(1) のウの (ア) 及び (イ) のとおりであり、これらを不開示とした理由は、(1) のウの (ア) 及び (イ) と同様である。

(イ) 不合格の理由について

- a この部分には、受検者ごとに不合格者と決定した理由が簡潔に記載されているが、評定平均や内申の点数、欠席日数に係る記述は、受検者の出身中学校の教員には、受検者が識別されうる情報であるということが出来る。

また、不合格の理由の記述は、その内容及び性格から条例第 10 条第 2 号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、不合格の理由の記述は、条例第 10 条第 2 号に該当し、不開示とすることが適当と判断した。

- b この部分を公にすることにより、(1) のイで不開示とした基準となる数値がある程度正確に推知されるので、この部分を公にすると、同様の開示請求により他の県立高等学校と比較することで、県立高等学校の序列化が促進されることも十分に考えられ、偏差値に依存した教育や県立高等学校の序列化による弊害を助長するおそれがある。

したがって、不合格の理由の記述は、公にすることにより、県立高等学校の入学者選抜の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第 10 条第 6 号に該当し、不開示とすることが適当と判断した。

(2) 本件対象文書 B について

- ア 本件対象文書 B も、本件対象文書 A と同様、平成 18 年 3 月、三次青陵高等学校において作成された入学者の選抜（選抜Ⅱ）に係る合否判定資料である。

本件対象文書 B は、各受検者を受検番号で表示し、これを、内申点、学

力試験換算点及び面接点の合計点である総得点の高い順に順位1から順位107まで並べた一覧表であり、「順位」、「受検番号」、「内申点(130)」、「学力試験(125)」、「面接試験(20)」、「総得点」、「欠席日数」、「監察」、「欠席理由備考」及び「自己申告書など」の各欄で構成されている。

そのうち不開示としたのは、「受検番号」、「内申点(130)」、「学力試験(125)」、「面接試験(20)」、「総得点」、「欠席日数」、「監察」、「欠席理由備考」及び「自己申告書など」の各欄に記載された各受検者の情報である。

イ これらの情報のうち、「受検番号」欄に記載された受検番号は、(1)のウの(イ)のとおり、受検者が識別されうる情報であるということが出来る。そして、受検番号ごとに記載された「内申点(130)」、「学力試験(125)」、「面接試験(20)」、「総得点」、「欠席日数」、「監察」、「欠席理由備考」及び「自己申告書など」の各欄に記載された情報も、同様に、受検者が識別されうる情報であるということが出来る。

また、これらの情報は、その内容及び性格から条例第10条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、これらの情報は、条例第10条第2号に該当し、不開示とすることが適当と判断した。

ウ これらの情報の中には、各受検者の内申点や学力試験換算点(以下「内申点等」という。)が記録されているから、三次青陵高等学校の受検者の平均点や最低点は、容易に判明するものである。

この部分を公にすると、同様の開示請求により他の県立高等学校と比較することで、県立高等学校の序列化が促進されることも十分に考えられ、偏差値に依存した教育や県立高等学校の序列化による弊害を助長するおそれがある。

また、県立高等学校の合格者の決定は、一般学力検査の総得点に2分の1を乗じた点数、調査書の学習の記録の合計評点並びに調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項によって総合的に判断して合格者を決定するものとされているところ、内申点等を公にした場合、各受検者の内申点等の数値による画一的な尺度により判断して合格者の決定が行われているかのような誤解を与えることも十分に考えられる。

したがって、これらの情報は、公にすることにより、県立高等学校の入学者選抜の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第10条第6号に該当し、不開示とすることが適当と判断した。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成18年3月、三次青陵高等学校において作成された入学者の選抜(選抜Ⅱ)に係る合否判定資料である。

本件対象文書Aは、「選考原案策定の経緯」、「具体的選考」及び「不合格者(原案)の状況について」の各項目で構成されている。

本件対象文書Bは、各受検者を受検番号で表示し、これを、内申点、学力試

験換算点及び面接点の合計点である総得点の高い順に順位1から順位107まで並べた一覧表であり、「順位」、「受検番号」、「内申点(130)」、「学力試験(125)」、「面接試験(20)」、「総得点」、「欠席日数」、「監察」、「欠席理由備考」及び「自己申告書など」の各欄で構成されている。

2 本件処分の妥当性について

(1) 文書の特定について

本件事案の文書の特定について、実施機関は、異議申立人の請求内容には、「2006年3月の三次青陵高校の入試(選抜Ⅱ)で合否判定の材料となった資料のすべてを開示してください。」と記載されていたため、入学者を選抜するために校内に設置した入学者選考委員会で、合否判定の材料として使用した資料を本件対象文書として特定したと主張する。

しかし、本件対象文書Bに記載された「面接試験(20)」欄には、面接の観点と思われる部分が、「1, 2, 3…」と数字化されて記載されており、この数字の意味が判然としないため、当審査会が、実施機関に対して、数字の意味が記載された文書の提出を求めたところ、実施機関から、「面接の観点が記載された文書」が関連文書として提出された。

当審査会で、当該文書を見分したところ、面接の観点の具体的な内容が記載されており、本件対象文書Bの「面接試験(20)」欄の記載の内容を理解するために必要な文書であり、実施機関が特定した対象文書のみを開示では、異議申立人の請求内容に対する開示内容として不十分であると認められた。

当審査会は、実施機関が当該文書を対象文書として特定した上で、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(2) 条例第10条第2号(個人情報)該当性について

条例第10条第2号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものは、不開示とすることを定めたものである。

実施機関が、同号に該当するとして、不開示とした情報は、本件対象文書Aについては、「受検番号」、「合格又は不合格の理由」であり、本件対象文書Bについては、「受検番号」、「内申点(130)」、「学力試験(125)」、「面接試験(20)」、「総得点」、「欠席日数」、「監察」、「欠席理由備考」及び「自己申告書など」の各欄に記載された各受検者の情報である。

このうち、「受検番号」欄に記載された受検番号について、実施機関は、本県の学力検査においては、各中学校は同一の県立高等学校の入学願書を取りまとめた上で、当該高等学校に提出し、一括して受検票の交付を受けるため、同じ中学校の受検者が受検会場において受検番号順に並んでおり、同じ中学校の生徒同士がお互いの受検番号を知りうる状況にある等と主張する。

当審査会で審査した結果、こうした状況がある場合には、受検番号は、特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報に該当すると認められる。

また、受検番号ごとに記載された「合格又は不合格の理由」、「内申点(130)」、「学力試験(125)」、「面接試験(20)」、「総得点」、「欠

席日数」，「監察」，「欠席理由備考」及び「自己申告書など」の各欄に記載された情報についても，各受検者の成績，出席日数等の詳細が明らかになることから，受検番号を除いたとしても，個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ，実施機関が不開示とした決定は妥当である。

(3) 条例第10条第6号（行政執行情報）該当性について

条例第10条第6号は，公にすることにより，県の機関又は国，独立行政法人等，他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は不開示とすることを定めている。

なお，公にすることにより，事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして，同号がイからホまでに掲げているものは，支障を及ぼすおそれがあるものの典型的な例を列挙したものであり，その他の事務又は事業に関する情報についても，「その他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として，同号の対象となる。

実施機関が，同号に該当するとして不開示にした情報は，本件対象文書Aについては，「選考に関する具体的基準の一部」，「順位」，「合格又は不合格の理由」であり，本件対象文書Bについては，「内申点等」である。

以下，それぞれの不開示情報について，同号該当性を検討する。

ア 本件対象文書Aについて

a 選考に関する具体的基準の一部

実施機関が不開示にしたのは，選考に関する具体的基準のうち，「内申点に関する基準（評定平均値）」の評定の数値，「出欠席に関する基準」の日数及び「学力検査点に関する基準」の点数である。

実施機関は，これらの不開示部分が公にされれば，同様の開示請求により，他の県立高等学校の選考基準と比較することで，県立高等学校の序列化が促進され，結果として，実施機関が排除しようとしている偏差値に依存した教育や県立高等学校の序列化による弊害を助長するおそれがあると主張する。

しかし，実施機関からの意見聴取の際に，県立高等学校における選考基準について，改めて確認したところ，本件対象文書Aに記載された選考に関する具体的基準は，あくまで三次青陵高等学校独自のものであり，他の県立高等学校がこうした選考基準を作成しているかどうかについては確認しておらず，また，作成するよう指導も行っていないとの説明があった。

県立高等学校における選考基準の作成の有無，内容等の実態が，実施機関の説明のとおりだとすると，理由説明書で実施機関が主張したような選考基準が高等学校間で横断的に比較され，県立高等学校の序列化が促進されるおそれはなく，不開示を正当化するような具体的な支障があるとは認められない。

さらに，実施機関は，前記の選考に関する具体的基準が開示されると，様々な要素を総合的に判断して選考するという入学者選抜の仕組みにもかかわらず，特定の判断要素だけが一人歩きして，基準に記載された評定平均値や欠席日数等に達していない受検生が，受検そのものを控えてしまうおそれがあるなど，受検生や保護者等に無用の誤解を与えてしま

うと主張する。

この点については、当審査会において、平成18年度広島県立三次青陵高等学校入学者選抜（Ⅱ）実施要項を確認したところ、「校長は、学力検査、面接の結果、調査書及び出願書類に基づき、総合的に判断して決定する。」と記載されている。このような簡単な実施要項の記載内容だけでは、実施機関が主張するように、選考の際の一判断要素となる基準に、個々の受検生が過度に着目することにより、基準に記載された評定平均値に達しない受検生や欠席日数の多い受検生に受験できないとの誤解を与えることになりかねない。

したがって、「内申点に関する基準（評定平均値）」の評定の数値、「出欠席に関する基準」の日数及び「学力検査点に関する基準」の点数について、実施機関が不開示とした決定は妥当である。

b 順位

実施機関は、順位は合否判定に当たってのひとつの指標でしかなく、これと順位以外の要素を総合的に勘案して合否を決定するため、単に順位が高いからといって合格するとは限らないため、順位を公にした場合、順位の高い順に合格者を決定していないことから、受検者やその保護者に入試事務が適正に実施されていないかのような無用の誤解や混乱を招くおそれがあると主張する。

当審査会で、本件対象文書Aを見分したところ、実施機関の主張するように、合格者は必ずしも順位の高い順に決定されてはならず、平成18年度広島県立三次青陵高等学校入学者選抜（Ⅱ）実施要項にも、そのことについて、特に説明されていないことから、順位を公開することにより、受検者やその保護者等に無用の誤解や混乱を招くおそれが認められ、「順位」について、実施機関が不開示とした決定は妥当である。

c 合格又は不合格の理由

実施機関は、合格又は不合格の理由には、受検者の評定平均や内申の点数、欠席日数が記載されている部分があり、この部分を公にすると、aで不開示とした基準となる数値がある程度正確に推知されるため、同様の開示請求により他の県立高等学校と比較することで、県立高等学校の序列化が促進され、結果として、偏差値に依存した教育や県立高等学校の序列化による弊害を助長するおそれがあると主張する。

aで述べたように、選考基準が高等学校間で横断的に比較されるといった事態は、抽象的なおそれに留まると言わざるを得ず、高等学校間の序列化のおそれを理由に、当該情報を不開示とすることは認められない。

しかし、こうした情報を開示すると、aで不開示とした基準となる数値がある程度正確に推知されてしまうため、実施機関の主張するように、基準に記載された評定平均値に達しない受検生や欠席日数の多い受検生に受験できないとの誤解が生じることも有り得ると認められることから、受検生や保護者等に無用の誤解を与えてしまうことも無理からぬことであり、その結果、本来の選抜制度の趣旨を損なうおそれがあることから、「合格又は不合格の理由」について、実施機関が不開示とした決定は妥当である。

イ 本件対象文書Bについて

a 内申点等

実施機関は、本件対象文書Bには、各受検者の内申点等が記録されていることから、三次青陵高等学校の受検者の平均点や最低点が容易に判明するため、他の県立高等学校と比較することで、県立高等学校の序列化が促進され、結果として、偏差値に依存した教育や県立高等学校の序列化による弊害を助長するおそれがあると主張する。しかし、前記(2)のとおり、各受検者の内申点等の記録は、条例第10条第2号に該当することから第6号の該当性について判断するまでもない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
18. 9. 29	・ 諮問を受けた。
18. 10. 4	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
18. 11. 30	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
18. 12. 4	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
21. 11. 18	・ (異議申立人から意見書の提出等がないため、) 同人に意見書の提出等について照会 ※期限までに提出がなかったため、意見書の提出及び口頭意見陳述の希望はないものとして取り扱うこととした。
21. 12. 17 (平成 21 年度第 9 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 1. 21 (平成 21 年度第 10 回)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
22. 2. 18 (平成 21 年度第 11 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 3. 11 (平成 21 年度第 12 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 4. 28 (平成 22 年度第 1 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 5. 26 (平成 22 年度第 2 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第1部会】

今 井 光	弁護士
西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学教授
野 崎 亜 紀 子	広島市立大学准教授
横 山 美 栄 子	広島大学教授